



【参考2】 国立大学法人化等の運営システム改革

第2期基本計画のポイント

大学の自主性・自律性を拡大し、主体的・機動的な運営ができるよう更に制度面の改善を進めるとともに、各大学においてこうした制度面での改善を実際の大学運営や教員の意識改革につなげ、大学改革をより実効性あるものとしていくことが期待される。

国立大学については、法人化に関する検討が進められており、組織運営体制の強化等により、学長等がリーダーシップを発揮し、自律的な運営ができるよう一層の改革を進める。

公立大学については、地域における高等教育機会の提供と地域発展のための研究への貢献が求められており、教育研究機能の一層の強化を図り、各大学が特色ある発展を目指す。

私立大学は、主体性を生かしつつ、教育研究水準の一層の向上を図る必要がある。このため、私立大学については、大学院の充実など教育研究機能を強化する観点から、重点的配分を基調として助成の充実を図るとともに、多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行う。

大学等においては、広範な分野で、優れた研究者・技術者等の人材養成と一体になって基礎研究を推進する必要がある。

組織編制の弾力化等により、各大学が、経済や社会の情勢の変化をも見通しそれに自律的・機動的に対応しつつ教育研究機能を一層高めることが必要である。

研究に関し、優れた助教授・助手が教授から独立して活躍することができるよう、制度改正も視野に入れつつ、助教授・助手の位置付けの見直しを図る。

第2期基本計画の進捗状況

平成15年通常国会において「国立大学法人法」等関連6法案が成立し、平成16年4月から国立大学法人等へ移行した。

公立大学についても地方独立行政法人法の施行(平成16年4月)より、法人化による自律的・弾力的な運営を可能とする。

私立大学については、私立学校法の一部改正(平成16年通常国会)により、学校法人の管理運営制度の改善が図られることとなった。(平成17年4月施行)

「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を創設し、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行うなどとして、私学助成の充実を図った。また、受託研究収入の非課税化など、私学関係税制の整備を図った。

中央教育審議会大学分科会に「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」を設置し、助教授・助手等の若手の研究者が独立して研究を行うことができるようにする観点から職の在り方等について検討を行っている。



【参考2】 国立大学法人化等の運営システム改革

中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人』像について」 平成14年3月】

国立大学の法人化とは、各大学等が、競争的環境の中で切磋琢磨することで活性化し、能力・個性を最大限に発揮できるよう、国と国立大学等と社会との三者の適切な関係を樹立し、各大学等において自主的・自律的で活力ある運営体制を確立するための改革である。

【中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」 平成14年8月】

国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会「学校法人制度の改善方策について」 平成15年10月】

私立学校が今後とも健全な発展を続け、公教育の担い手として社会の要請に十分に応えていくためには、私立学校法の精神を維持しつつ、学校法人の公共性を一層高めるとともに、自主的・自律的に管理運営を行う機能を強化するなど、時代の変化に対応して必要な見直しを行っていくことが重要な課題となってきた。

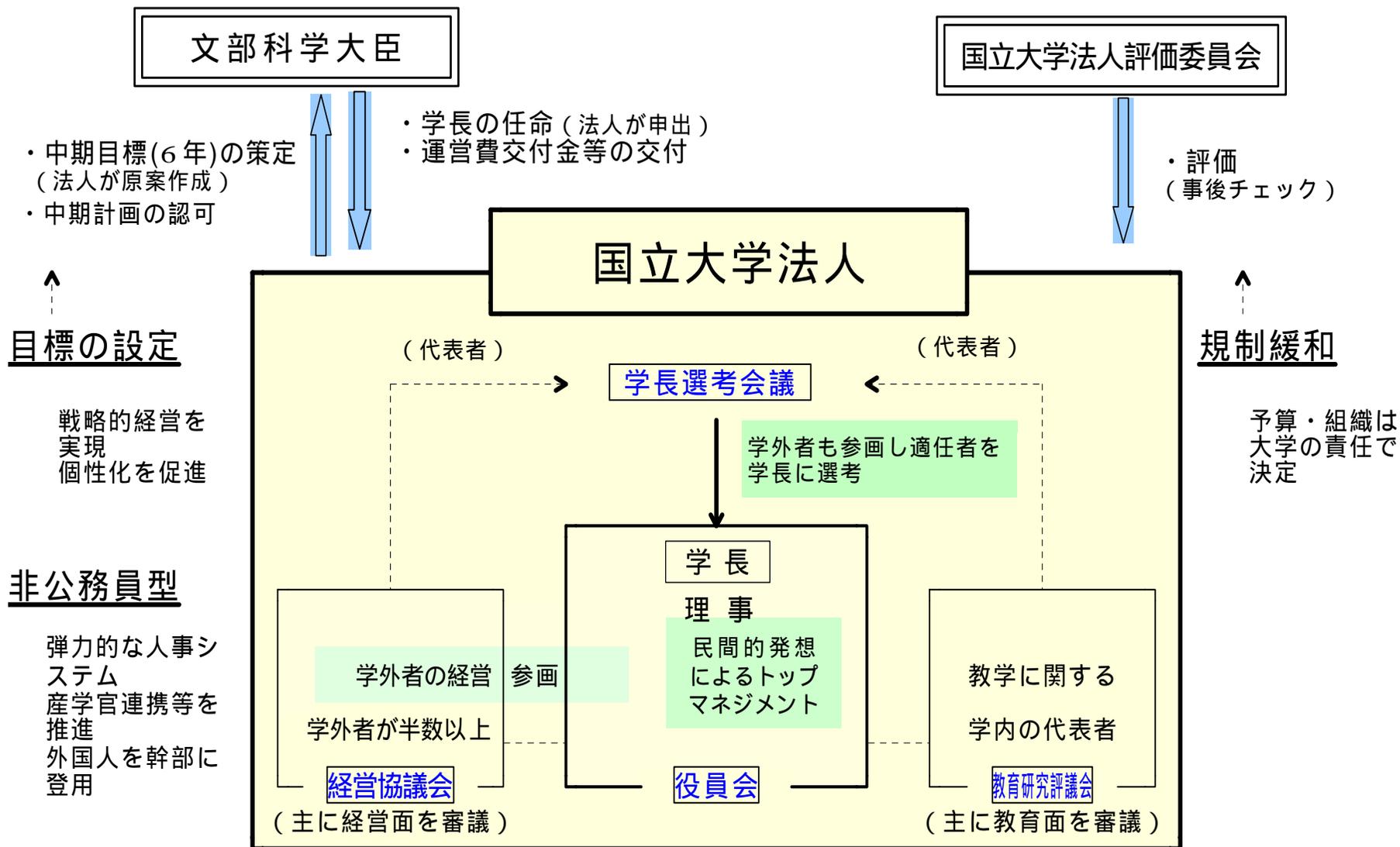
【中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」 平成16年12月】

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等が、各学校種ごとに、それぞれの位置づけや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種の中においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

高等教育機関のうち、大学は、全体として 世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の全てではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を保有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方が即ち各大学の個性・特色の表れとなる。



図表4 - 1 国立大学法人の仕組み





図表4 - 2 各国立大学法人の取組

法人化を契機に、各大学は意欲的な取組みを積極的に展開

教育・研究機能の強化

- ・退学勧告等の厳しい成績評価による学生の質の確保 (信州大学ほか)
- ・学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証 (高知大学ほか)
- ・MOT、コンテンツ、観光など新たな分野の人材養成へ
(東京農工大学、東京芸術大学、山口大学)
- ・大学の個性や社会のニーズに対応した研究に重点化
例) 食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究 (帯広畜産大学)
十和田湖や三陸沖についての地震予知研究 (弘前大学) 等
- ・プロジェクト研究の公開発表を行い第三者評価を受ける (愛媛大学)
- ・科研費採択50%増 (琉球大学)

機動的・戦略的な経営体制、非公務員化による弾力的な人事システム

- ・学長裁量による戦略的なポスト、予算配分 (東京大学、和歌山大学ほか)
- ・企業人を幹部職員に採用 (東京大学、埼玉大学)
- ・外国人を理事に採用 (東北大学、神戸大学)
- ・学部横断型の研究組織を学長の下に設置 (琉球大学)
- ・教員の一部に年俸制の導入 (大阪大学)
- ・全ての教員職を対象に任期制を実施 (北見工業大学)

地域再生への貢献、産学連携の促進

- ・地域貢献のための組織を設置 (広島大学、大阪教育大学ほか)
- ・ベンチャー相談室等を設置 (小樽商科大学、山形大学ほか)

切磋琢磨する中で国際競争力のある大学へ
「知の時代」をリードし社会の発展を支える大学へ

学 生

学生や社会の要請に応じた柔軟な学科編成
就職支援など学生生活全般できめ細かなサービス展開

学 問

世界を主導する先端的・独創的な研究を重点的に展開
社会ニーズに応じた教育研究の推進

産 業

柔軟な人事制度による産学官連携の拡大
TLOへの出資による技術移転促進により新たな産業の創出

地 域

地域の知的拠点として自治体と連携 (研究、人材育成)
地元産業界と連携し地域再生の核として貢献



図表4 - 3 私立学校法の一部を改正する法律の概要 (H16.5.12 公布、H17.4.1 施行)

改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うとともに、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行う。

改正の概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2) 財務情報の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。